

# 所有者不明農地の活用について

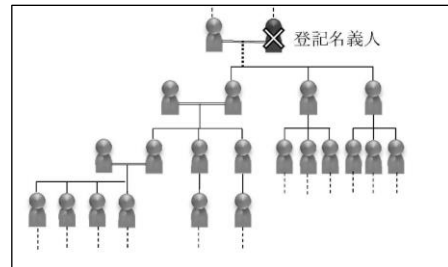
## 所有者不明農地とは

相続登記がされていないこと等により、

- 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない農地
  - 所有者が判明しても、その所在が不明で連絡がつかない農地
- となっている農地を言います。

## 所有者不明農地の問題点

農地の所有者（登記名義人）が死亡した際に、登記をそのままにしておくと、相続人全員の共有となり、その後、相続が繰り返され、共有者がねずみ算式に増えていきます。



また、以下の問題が生じています。

- 所有者不明農地の貸借のための同意をとるため、農地の所有者（又は相続人）の探索に多くの時間と費用が必要。
- 農地が管理されないことによる、周辺農地に悪影響が発生。

## 対応策

### 【所有者不明農地制度】

所有者不明農地であっても、全ての相続人を調べることなく、簡易な手法（農業委員会による探索・公示手続き）で最長40年間借りることができる制度があります。

制度の活用にあたっては、条件等がありますので、詳しくは、農林水産省ホームページ、又は、農業委員会にご相談ください。

農林水産省ホームページ「所有者不明農地の活用について」 →



## 農地を相続したら、法務局での登記と農業委員会への届出をしましょう！

農地だけでなく所有者不明の土地全般において、管理されず放置され隣接する土地への悪影響等が発生し、さまざまな問題が生じています。高齢化の進展による相続機会の増加等により、今後ますます深刻化するおそれがあるため、令和6年4月1日から「相続登記の申請が義務化」されていますので、注意してください。

また、相続登記の申請義務化の前から、農地を相続したときは、農業委員会への届出が義務付けられていますので、忘れずに農地が所在する市町村農業委員会に届出をしましょう！



法務省ホームページ  
「相続登記の  
申請義務化特設ページ」



登録推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

農家の皆さま・農地を相続した方へ

## 農地を相続したときは、 届出が必要！

（農地法第3条の3）

さつま町農業委員会 連絡先(直通)Tel0996-26-1836